

建築物環境衛生管理基準（空気環境に係る維持管理基準）

項目		維持管理基準	空気調和設備	機械換気設備	測定回数
ア	浮遊粉じんの量	0.15 mg/m ³ 以下	○	○	2ヶ月以内ごとに1回
イ	一酸化炭素の含有率	100万分の10以下（=10 ppm 以下） ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下	○	○	
ウ	二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下（=1000 ppm 以下）	○	○	
エ	温度	(1) 17℃以上 28℃以下 (2) 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。	○		
オ	相対湿度	40%以上 70%以下	○		
カ	気流	0.5 m/秒以下	○	○	
キ	ホルムアルデヒドの量	0.1 mg/m ³ 以下（=0.08 ppm 以下）	○	○	新築、増築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを完了し、その使用を開始した時点から直近の6月1日から9月30日までの間に1回

- (備考) ・空気調和設備：エア・フィルター、電気集じん等を用いて外から取り入れた空気等を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる機能を備えた設備
- ・機械換気設備：外から取り入れた空気等を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備であり、空気調和設備のもつ機能のうち、温度調節及び湿度調節の機能を欠く設備。
 - ・浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率及び二酸化炭素の含有率は、1日の使用時間中の平均値をもって基準と比較すること。
 - ・ホルムアルデヒドの量の測定結果が管理基準を超過した場合、空気調和設備又は機械換気設備を調整し、外気導入量を増加させるなど、室内空気中におけるホルムアルデヒドの量の低減策に努める必要があります。
- さらに、翌年の測定期間中に1回、再度、当該測定を実施することが必要となります。